

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規 則

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則 三六〇

告 示

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則 三六四

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 三六五

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六五

○道路の区域を変更する件 三六五

○道路の供用を開始する件 三六五

公 告

○落札者を決定した件四件 三六六

○肥料の検査の結果の概要を公表する件 三六六

○福島県選挙管理委員会 三六六

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があつた件 三六九

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十七号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「(41)及び(42)」を「第二十九号及び第五十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

五十一 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和六年福島県条例第一号）の施行に關する次に掲げること（中核市に係る部分を除く。）。

- (1) 第十六条の規定による届出の受理
- (2) 第十七条第二項の規定による承認
- (3) 第十七条第三項の規定による報告の受理
- (4) 第十七条第四項の規定による報告の受理
- (5) 第十八条の規定による届出の受理
- (6) 第十九条第二項の規定による承認
- (7) 第十九条第三項の規定による報告の受理
- (8) 第十九条第四項の規定による報告の受理
- (9) 第二十条の規定による届出の受理
- (10) 第二十一条第二項の規定による承認
- (11) 第二十一条第三項の規定による報告の受理
- (12) 第二十一条第四項の規定による報告の受理
- (13) 第三十一条の規定による報告の徴収及び資料提出の要求（地方振興局長の委任事項に係るものに限る。(14)において同じ。）
- (14) 第三十二条第一項の規定による立入検査及び収去並びに質問

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第四十八号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表環境共生総室の項中「十四 公害に係る紛争、苦情等の処理に關すること。」を「十四 公害に係る紛争、苦情等の処理に關すること（土壌の汚染に係るものに限る。）。」に、同表環境保全総室の項中「十一 土砂等の埋立て等の

規制に關する条例の運用に關すること。」を「十一 土砂等の埋立て等の規制に關する条例の運用に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年八月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年八月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

Paix Paix 福島県いわき市平六丁目四番二ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変 更 後 の 変 更 別	（メートル）	（メートル）
県道井手 長塚線	双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 から 同 郡同 町大字長塚 字寺内前一〇一番一地 先まで 双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 から 同 郡同 町大字長塚 字東八九番一地先ま で	変更前	A 六・〇〇 一六・〇 九・五〇 七〇・〇	二一、五六八・一
		変更後	A 六・〇〇 一六・〇 九・五〇 七〇・〇	二一、五六八・一 二一、五五四・〇

（道路計画課）

福島県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道井手長塚線	双葉郡双葉町大字長塚字原田三〇番一地先から 同 郡同 町大字長塚字東八九番一地先まで	令和七年八月一日

（道路計画課）

公 告

公告第147号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年8月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム更新及び運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
908,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月25日

（職員業務課）

公告第148号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年8月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用ブラウ除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
いすゞ自動車東北株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14
- 5 落札金額
50,930,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年5月2日

（入札用度課）

公告第149号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年8月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルノート型パソコンⅡ 772台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日
令和7年7月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
74,855,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年5月20日

(入札用度課)

公告第150号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年8月1日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザⅡ（18t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
29,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年5月27日

(入札用度課)

公告第百五十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和七年四月から六月までに収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年八月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和7年6月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
炭酸カルシウム肥料	旭鉱末株式会社	53.0炭酸カルシウム肥料	AL	—	—	—	

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。

AL—アルカリ分

令和7年4月分から6月分まで
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TMgO (%)	TZn (mg/ kg)	C/N		水分 (%)
米ぬか	花泉酒造株	米ヌカ	1.5	0.3	0.1	—	—	—	—	10.3	

株式会社											
発酵かす 株式会社	酒粕	1.5	0.2	0.1	—	—	—	—	55.6		
堆肥	国分農場有 限会社	グリーンソツ ヅ1号、グ リーソコ ボスト、き らきら有機 リサイック ル、きらき ら有機おつ たまげた肥 料、グリー ソツヅ25 ℓ、グリー ソツヅ40 ℓ、グリー ソコボス ト25ℓ、き らきら有機 おつまげた 肥料25ℓ	1.8	2.3	2.7	—	—	—	15	29.1	
堆肥	大玉村	大玉堆肥	0.9	1.5	1.2	—	—	—	16	56.7	
堆肥	有限会社松 川養鶏	鶏ふんもみ 殻たい肥	1.5	3.4	2.5	15.4	0.9	290	9	35.3	
堆肥	特定非営利 活動法人福 島農業復興 ネットワー ク	ミネロフア ーム牛糞たい 肥	0.5	0.5	0.7	—	—	—	24	67.9	
堆肥	有限会社産 宝ファーム	鶏糞たい肥	1.0	1.4	1.0	2.1	0.5	36	18	55.9	

堆肥	有限会社酒井養鶏場	もみ殻鶏ふんたい肥	1.4	4.2	2.9	18.5	1.2	60	9	31.2	
堆肥	全国酪農業協同組合連合会	牛糞堆肥	0.6	0.5	1.0	—	—	—	23	62.8	
堆肥	菊地信治	牛ふん堆肥	1.0	0.8	2.1	—	—	—	15	47.8	
堆肥	有限会社水野谷鶏卵店	げんき堆肥	2.2	6.7	5.2	20.2	1.8	44.5	7	11.6	
堆肥	郡司嘉恒	牛ふん堆肥	0.9	1.8	1.9	—	—	—	20	55.6	
堆肥	有限会社チコウ	馬ふんたい肥	0.8	0.4	1.8	—	—	—	13	28.3	
堆肥	日本企業工業株式会社	牛ふん堆肥	0.5	0.4	1.8	—	—	—	33	57.2	

注 主成分の略号は次のとおりである。
TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCaO－石灰全量、TMgO－苦土全量、TZn－亜鉛全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
(農業総合センター)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第百十一條第一項又は第百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
令和七年八月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

変更前	変更後	変更年月日
医療法人慈繁会付属 介護	医療法人慈繁会 介護医	令和七年二月一日

護老人保健施設紫泉の里
療院紫泉の里